

岡山県外来医療に係る医療提供体制計画の施行に伴う 手続きのご案内

岡山県では、地域の外来医療機能の偏在・不足等の課題に対応するため、保健医療計画の一部として「岡山県外来医療に係る医療提供体制計画」を策定しました。(令和2年4月1日施行)

本計画では、新規開業の際、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとし、外来医師多数区域においては下記手続きが必要となります。

なお、外来医師多数区域以外の地域では必ずしも手続きは必要ではありませんが、ご協力をお願いいたします。

1 外来医師多数区域の設定

区分	二次保健医療圏	医療圏に含まれる市町村
外来医師多数区域	県南東部	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
	県南西部	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
	高梁・新見	高梁市、新見市
	津山・英田	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
外来医師多数区域以外	真庭	真庭市、新庄村

2 新規開業者に求める外来医療機能

区分	求める外来医療機能
外来医師多数区域 (県南東部、県南西部、高梁・新見、津山・英田)	在宅医療(在宅患者訪問診療)、初期救急医療(夜間・休日診療)、公衆衛生(学校医、産業医、予防接種、乳幼児健診)、その他(介護保険認定審査)
外来医師多数区域以外 (真庭)	初期救急医療(夜間・休日診療)、公衆衛生(眼科・耳鼻科学校医)

3 手続き(外来医師多数区域)

対象者	提出書類	提出期限	提出先	
医療機関について、次の届出を行おうとする者 ・新規開業	地域で不足する外来医療機能を担うこと等への同意書 (県が示す参考様式又は同様式の記載項目を満たすもの)	原則として届出と同時に提出	岡山市	岡山市保健所
			玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	備前保健所
			倉敷市	倉敷市保健所
			笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	備中保健所
			高梁市、新見市	備北保健所
			津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	美作保健所

お問い合わせ	岡山県保健福祉部医療推進課医事班 電話：086-226-7403 ファクシミリ：086-224-2313 電子メール：iryo@pref.okayama.lg.jp
--------	------------------------------------------------------------------------------------------